

令和8年3月始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和8年3月18日（水） 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本庁舎3階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子（欠席）	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内甌 達也
7番	猶木 悟		
8番	市菌 由美子	18番	宮原 千年
9番	大重 孝司	19番	夏田 恒
10番	小長野 誠（欠席）		

【農地利用最適化推進委員】

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一（欠席）		
5番	池端 隆志	11番	扇菌 弘行
6番	堂前 澄男	12番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 追加議案 臨時議長の選任について
04. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第3号 農地の利用目的変更届について
07. 議案第4号 非農地証明願について
08. 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
09. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
振興係長 振興係主任主査

<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>姿勢を正してください。一同礼。</p> <p>ただいまから、令和8年3月、始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、18名中16名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p> <p style="text-align: center;">———— 会務報告 ————</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。</p> <p>〔事務局 報告〕</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ————</p> <p>次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>『異議なし』</p> <p>それでは、農業委員4番、農業委員5番に、お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">———— 日程第2 会議書記の指名 ————</p> <p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">———— 日程第3 追加議案 ————</p> <p>ここで、臨時議長の選任に関する件を追加議案とし、事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、会長の議事参与に伴い、職務代理者の委員が欠席のため、臨時議長の選任を行うものです。</p> <p>なお、「始良市農業委員会会議規則」第3条で、会長は、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを全委員に通知することになっておりますが、第3条第2項に、緊急やむを得ない場合は、審議することができるとなっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対しまして、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、臨時議長の選任について、いかが取り計らいましょうか。</p>
	<p>委 員 「事務局案」は、ありませんか。</p>
議 長	<p>事務局案をお願いします。</p>
事務局	<p>地方自治法第107条に、選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行うとなっておりますが、この規定を準用し、農業委員11番に臨時議長をお願いしたいと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農業委員11番を臨時議長として、選任することにご異議ございませんか。</p>
	<p>委 員 「異議なし」</p>
議 長	<p>臨時議長として、農業委員11番が選任されました。</p>
<p>———— 日程第4 議案第1号 ————</p>	
議 長	<p>次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から9番について、説明をお願いします。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1から3ページです。</p> <p>今月の申請件数につきましては、9件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、まず、1番について説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、住吉で、田が1筆、畑が2筆の合計面積が1,957㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員8番です。調査報告いたします。令和8年3月6日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、3人です。農作業用機械は、トラクター、軽トラック、草払機、管理機、運搬機等揃っております。植付けと刈り取りは、委託するとのこと。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、引き続き2番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、豊留の田が2筆、合計面積が1,851㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員15番です。調査報告いたします。令和8年3月8日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と奥さんです。農業用機械は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台で、収穫は外部委託されるこのこ</p>

	委員 とです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ ますので、許可相当と思われ ます。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き3番につ きまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、下名の田が2筆、合計面積 が2, 444㎡、売買による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員14番です。調査報告いたします。令和8年3月 6日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしま した。申請地は、これまで申請人が利用権設定してきた農地であり ます。申請人は、水稻10haを作付けされている市の認定農業者 です。労働力は、本人1人です。農業用機械は、トラクター、田植 機、コンバイン、軽ダンプ等一式揃っております。当申請は、農地 法第3条第2項の各号に該当しないと思われ ますので、許可相当と思われ ます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き4番につ きまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田で、畑が1 筆、面積が1, 560㎡、売買による所有権移転です。 なお、有限会社〇〇は、農地所有適格法人となっております。 また、現地調査報告につ きまして、この後審議され ます8番と関連 があります。 以上で、4番の説明を終わ ります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員12番です。調査報告いたします。令和8年3月 5日、譲受人と申請地で会 い、聞き取り調査を行いま した。譲受人は、有限会社 〇〇の代表者です。申請地 は、前耕作者が合意解約 し、すでにきれいに耕耘さ れていました。譲受人の労働力及び農業

	<p>委員 用機械につきましては、有限会社〇〇は、約63haの茶畑と製茶工場の一貫で生産を行っている法人です。労働力は、構成員が14人で運営しており、茶摘みの忙しい時期は、アルバイトを雇っているとのことです。機械は、これだけの規模ですので、茶摘機5台をはじめ、一連の作業に必要な機械はすべて揃っています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めまます。</p>
	<p>事務局 それでは、引き続き5番につきまして説明しまます。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、平松で、田が1筆、面積が705㎡、売買による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いしまます。</p>
	<p>委員 はい、推進委員5番です。調査報告いたしまます。令和8年3月5日、行政書士と申請地で立ち会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしまました。申請地は、自家より車で5分程度のところにああり、申請人も土曜・日曜は必ず実家に帰って来るとのことです。軽トラック、トラクター、田植機等の機械は、親のものを借りて農作業を行うということでした。申請地は、きれいに耕耘されていまました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めまます。</p>
	<p>事務局 それでは、引き続き6番につきまして説明しまます。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、船津で、畑が1筆、面積が223㎡、贈与による所有権移転です。 以上で、6番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いしまます。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、農業委員4番です。調査報告いたしまます。令和8年3月</p>

	<p>委員 5日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、自宅の目の前で、トラクターできれに整地されていきました。労働力は、奥さんと2人で作業され、農業用機械は、トラクター、田植機、管理機、軽トラック等揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めまます。</p>
	<p>事務局 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、松原町三丁目で、畑が1筆、面積が418㎡、売買による〇〇の持分4分の1の所有権移転です。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 はい、農業委員18番です。調査報告いたします。令和8年3月7日、申請地で行政書士と譲受人と会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、現在、柿、みかん、キンカンなどの果樹が植えてありました。一部は耕耘機で耕耘されていきました。譲受人の労働力は、2人で、農業用機械は、耕耘機1台、草払機1台、軽自動車バン1台です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めまます。</p>
	<p>事務局 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田で、畑が1筆、面積が1,922㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>なお、有限会社〇〇は、農地所有適格法人となっています。</p> <p>また、現地調査報告につきまして、4番で報告された件と関連があります。</p> <p>以上で、8番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>本件につきましては、議案第1号の4番で、農業委員12番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p>

議 長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田で、田が1筆、面積が1,000㎡、売買による所有権移転です。 以上で、9番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和8年3月5日、譲受人と申請地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、収穫後の状態で管理されており、取得後も水稲を作付けされるということでした。譲受人の労働力は、1人で、農業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン、草払機、軽トラック等を所有されております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番については、原案のとおり、決定いたしました。
	——— 日程第5 議案第2号 ———
議 長	次に、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページから5ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田、田が1筆の、面積が348㎡のうち200㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいであり、自己住宅を建築したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地1366-1の宅地95.73㎡と一体利用で、全事業面積が295.73㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約200mの位置です。被害防除現況としましては、東が畑(残地)、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、西餅田、畑が1筆の、面積が225㎡のうち65㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、始良市に住居を移転し、自己住宅を建築するためとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地2016-5の宅地183.11㎡のと一体利用で、全事業面積が248.11㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約250mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が畑、南が畑（残地）、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、3番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉、畑が2筆、田が1筆の、合計3筆で、合計面積が1,644㎡のうち75㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、通路で、申請理由は、使用貸借にて借り受けて、通路として整備したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約700mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑（残地）と転用申請地、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明及び融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、4番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>借人は、〇〇、貸人は、〇〇、土地の所在は、鍋倉、畑が1筆、田が1筆の、合計2筆で、合計面積が1,070㎡のうち409㎡です。権利の内容は、使用貸借権で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北東に、約700mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑(残地)、西が畑(転用申請地)、南が畑(残地)、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明及び融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人(借人)は、〇〇、他1名、譲渡人(貸人)は、〇〇、土地の所在は、松原町一丁目、畑が1筆の、面積が692㎡のうち230㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約50mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑と市道、南が畑と宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地</p>

委員	及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、脇元、田が1筆の、面積が609㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、鹿児島市内や姶良市内東部の現場への資材置場として最適地であるためとのことです。</p> <p>参考資料の24ページに始末書が添付されております。内容としましては、令和5年7月頃に一時的に譲受人とは別の建設業者が勝手に土を入れて資材置場として利用しており、持主の〇〇が県外にいるため承知していなかった旨の経緯が記載されております。</p> <p>また、こちらの申請は、工事の完了報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告する事を許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約500mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が水路、西が市道、南が田、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、平松、畑が1筆の、面積が17㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、通路</p>

	<p>事務局 で、申請理由は、隣接農地への通路として利用したいとのこと です。 こちらは、隣接地7449-2の宅地16.48㎡のと一体利用 で、全事業面積が33.48㎡となります。 こちらの申請は、令和8年1月9日付で5条の許可書が交付され ておりますが、譲受人と転用目的の計画が宅地分譲から通路に変更 になったため、今回、許可書の取消申請を行い、再度、申請を行っ ていることを申し添えます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、 第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東 に約490mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が 宅地、西が畑、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としまし ては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にあ りません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準 について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であり ます。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土 地の所在は、平松、畑が1筆の、面積が152㎡です。権利の内容 は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、集合住 宅で、申請理由は、周囲の環境から集合住宅に適所と判断したため のことです。 こちらは、隣接地7449-1の宅地473.09㎡と一体利用 で、全事業面積が625.09㎡となります。 こちらの申請は、令和8年1月9日付で5条の許可書が交付され ておりますが、譲受人と転用目的の計画が宅地分譲から集合住宅に 変更になったため、今回、許可書の取消申請を行い、再度、申請を 行っていることを申し添えます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並び に補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に約490mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地（一体利用地）、西が畑、南が宅地、北が宅地（一体利用地）です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>
<p>———— 日程第6 議案第3号 ————</p>	
議 長	<p>次に、日程第6、議案第3号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号、農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は、6ページでございます。今月の申請件数につきましては、1件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は、〇〇、土地の所在は、船津の畑が1筆、面積は476㎡のうち153㎡です。農地区分は、第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、農機具置場・通路で、申請理由につきまして</p>

事務局	<p>は、農機具置場と農業機械の通路として畑の一部を利用したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から東に約40mの位置にあります。被害防除現況は、東が里道、西が宅地、南が畑、北が雑種地です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第3号、農地の利用目的変更届について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地の利用目的変更届について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第3号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>
<p>———— 日程第7 議案第4号 ————</p>	
議長	<p>次に、日程第7、議案第4号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、7ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、寺師の畑が1筆、面積は719㎡です。農地区分は、第2種農地で、現況は宅地であります。昭和49年頃に一般住宅が建築されて以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい、推進委員8番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北東に約350mの位置にあります。申請のとおり、宅地となってから50年程度経っていると認められます。被害防除現況は、東が宅地、西が里道、南が里道、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、脇元の畑が1筆、面積が484㎡です。農地区分は、第3種農地で、現況は宅地であります。昭和40年9月30日に一般住宅が建築されて以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南に約5mの位置にあります。被害防除現況は、東が宅地と市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>これより、議案第4号、非農地証明願についての、1番と2番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第4号、非農地証明願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号、非農地証明願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>
<p>———— 日程第7 議案第5号 ————</p>	
議 長	<p>それでは、日程第7、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1番から149番について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について説明いたします。総会資料の8ページをご覧ください。 契約の始期は、令和8年5月1日を予定しております。新規140筆、合計面積170,048㎡、耕作者変更が9筆、合計面積13,979㎡となっております。 契約年数につきましては、3年間が7件、5年間が47件、10年間が23件、20年間が3件、耕作者変更に伴う残存期間の契約が6件となっております。契約の詳細につきましては、9ページから16ページに記載しておりますのでご確認ください。 なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地149筆中128筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 議事参与についてです。資料は14ページからです。130番から131番が〇〇委員、132番から138番が〇〇委員、139番から141番が〇〇委員、142番から144番が〇〇委員、145番が〇〇委員、146番から149番が〇〇委員に関連する議案となっております。</p>

	<p>事務局</p> <p>つきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から149番について、質疑に入ります。</p> <p>なお、130番から149番については、議事参与制限により、本日の総会に、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>まず、1番から129番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から129番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔賛成多数〕</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から129番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>それでは、130番から131番の関係者、農業委員5番の退席をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔委員退席〕</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、130番から131番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>

議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、130番から131番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、130番から131番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>
委 員	<p>農業委員5番の着席をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、132番から138番の関係者、農業委員9番の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>〔委員退席〕</p>
議 長	<p>それでは、132番から138番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、132番から138番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、132番から138番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員9番の着席をお願いします。</p> <p>それでは、139番から141番の関係者、農業委員13番の退席をお願いします。</p>

委員	〔委員退席〕
議長	<p>それでは、139番から141番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、139番から141番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	〔賛成多数〕
議長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、139番から141番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員13番の着席をお願いします。</p> <p>それでは、142番から144番の関係者、農業委員16番の退席をお願いします。</p>
委員	〔委員退席〕
議長	<p>それでは、142番から144番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、142番から144番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	〔賛成多数〕

議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、142番から144番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員16番の着席をお願いします。</p> <p>それでは、145番の関係者、農業委員1番の退席をお願いします。</p>
委 員	〔委員退席〕
議 長	<p>それでは、145番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、145番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、145番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>農業委員1番の着席をお願いします。</p> <p>次の、146番から149番につきましては、私が議事参与制限に関係しておりますので、臨時議長であります、農業委員11番と議長を交代し、私は退席いたします。</p> <p>〔会長 退席・臨時議長農業委員 議長席着席〕</p>
議 長 (臨時議長)	<p>それでは、146番から149番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	〔質疑・意見なし〕

<p>議 長 (臨時議長)</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)についての、146番から149番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長 (臨時議長)</p>	<p>賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)についての、146番から149番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p> <p>それでは、会長と議長を交代いたします。会長の議長席への着席をお願いします。</p>
	<p>[臨時議長農業委員 議長席退席・会長 議長席着席]</p> <p style="text-align: center;">———— 日程第9 ————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第9、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。今月は認可が総会の直前となったことから、資料は当日配布させていただいております。ご了承ください。</p> <p>資料は別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和8年3月17日、同日付で公告となっております。貸付開始日は令和8年3月31日、新規51筆、57,417㎡、耕作者変更が14筆、面積が13,961㎡となっております。</p> <p>概要については2ページから3ページ、各筆の明細については、4ページから7ページをご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>

—— 日程第10 ——

議長

次に、日程第10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。

事務局

それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約について報告をいたします。今月は、11件が提出されております。

内容につきましては、別紙、合意解約（3月分）をご確認ください。病気による離農や中間管理機構への移行、売買予定に伴う解約等となっております。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。

委員

〔質疑・意見なし〕

議長

それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。

—— 日程第11 ——

議長

次に、日程第11、その他ですが、各作業グループの実績報告をグループ長からお願いします。

- ①農業委員会活動普及・啓発グループ
- ②農業者年金・農業新聞購読加入推進グループ
- ③担い手等への農地の集積・集約化推進グループ
- ④新規参入促進グループ
- ⑤遊休農地対策グループ

委員

各グループ長から報告

議長

他に、委員の皆さんから、何かございませんか。

委員

〔委員から〕

議長

事務局からは、何かありませんか。

事務局

〔事務局より〕

- 互助会の監査報告
- 能率給の支払いについて

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>○推進委員の活動について</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和8年3月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。</p> <p>姿勢を正してください。一同礼。</p>
---------------------------------	---

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____